

令和2年度国民健康保険税課税限度額改正表

		改正前	改正後
医療分	所得割率	5.6%	5.6%
	均等割額	23,000 円	23,000 円
	平等割額	31,200 円	31,200 円
	課税限度額	580,000 円	610,000 円
	後期高齢者支援金分		
介護分	所得割率	2.7%	2.7%
	均等割額	6,400 円	6,400 円
	課税限度額	160,000 円	190,000 円
介護分	所得割率	1.4%	1.4%
	均等割額	13,000 円	13,000 円
	課税限度額	130,000 円	160,000 円

※医療分の課税限度額を 30,000 円引き上げ。

※税率の変更はありません